

令和7年度愛媛県西条保健所運営協議会 次第

日時：令和8年2月12日(木) 15:00～16:30

場所：東予地方局 7階 大会議室

1 開 会

2 所長あいさつ

3 議 事

(1) 保健所の主要事業等について

[企画課]

○地域医療構想について

[健康増進課]

○自殺の現状と対策について

[生活衛生課]

○動物の愛護に関する業務について

○食の安全・安心に向けた取り組みについて

[環境保全課]

○環境保全の推進について

○廃棄物の不法投棄等防止対策について

(2) その他（意見交換）

4 閉 会

令和7年度愛媛県西条保健所運営協議会委員 出席者名簿

No.	所属		職名	氏名	本人出席	オンライン出席	代理出席	欠席	代理出席者	随行者	備考
	医療関係団体	その他									
1	医療関係団体	医師会	西条市医師会長	年森 司	○						会長
2		事業場	新居浜商工会議所 女性会長	三木 智子		○					副会長
3		市町	新居浜市長	古川 拓哉			○		福祉部長 久枝 庄三	福祉部総括次長 小島 篤	
4			西条市長	高橋 敏明	○					秘書課 専門員 秘書係長 村上 剛	
5	関係行政機関	警察	新居浜警察署長	岩垣 雅也			○		生活安全課長 石川 貴康		
6		消防	西条市消防長	石川 克也	○					警防課 救急救助係長 仲原 崇之	
7	医療関係団体	医師会	新居浜市 医師会長	加藤 正隆				○			
8		歯科 医師会	西条市 歯科医師会長	行本 安志	○						
9		薬剤師会	愛媛県薬剤師会 新居浜支部長	村上 宏之				○			
10		看護協会	愛媛県看護協会 看護師職能委員	守屋 昭子	○						
11	医療施設		愛媛県立 新居浜病院長	堀内 淳	○						
12			西条中央病院長	大藏 隆文			○		事務部長 島本 智之		
13	学校		西条市 小学校長会長	青野 俊児	○						
14	社会福祉施設等		新居浜市福祉施設 協議会 代表	大星 翼		○					
15			西条市社会福祉 協議会 代表（事務局長）	近藤 貴和				○			
16	事業場		えひめ産業資源 循環協会 西条地区会長	近藤 雅美	○						
17			西条・新居浜地区 食品衛生協会会長	青野 仁志	○						
18	学識経験者等		西条市食生活改善 推進協議会	渡部貴美栄	○						
19			新居浜市女性連合 協議会長	宮前 港				○			
合 計					10	2	3	4			

令和7年度

愛媛県西条保健所運営協議会

日時：令和8年2月12日（木） 15：00～16：30

場所：東予地方局 7階 大会議室

目 次

1 西条保健所の概要 P 1

2 保健所の主要事業等

[企画課] P 3

○地域医療構想について

[健康増進課] P 11

○自殺の現状と対策について

[生活衛生課] P 21

○動物の愛護に関する業務について

○食の安全・安心に向けた取り組みについて

[環境保全課] P 31

○環境保全の推進について

○廃棄物の不法投棄等防止対策について

※参考資料

愛媛県西条保健所運営協議会 会則 P 40

西条保健所について (概要)



愛媛県内の保健所

【目的】 地域住民の健康の保持増進に寄与
(地域保健法第一条)

【県・・・6保健所】 ※各医療圏域に設置

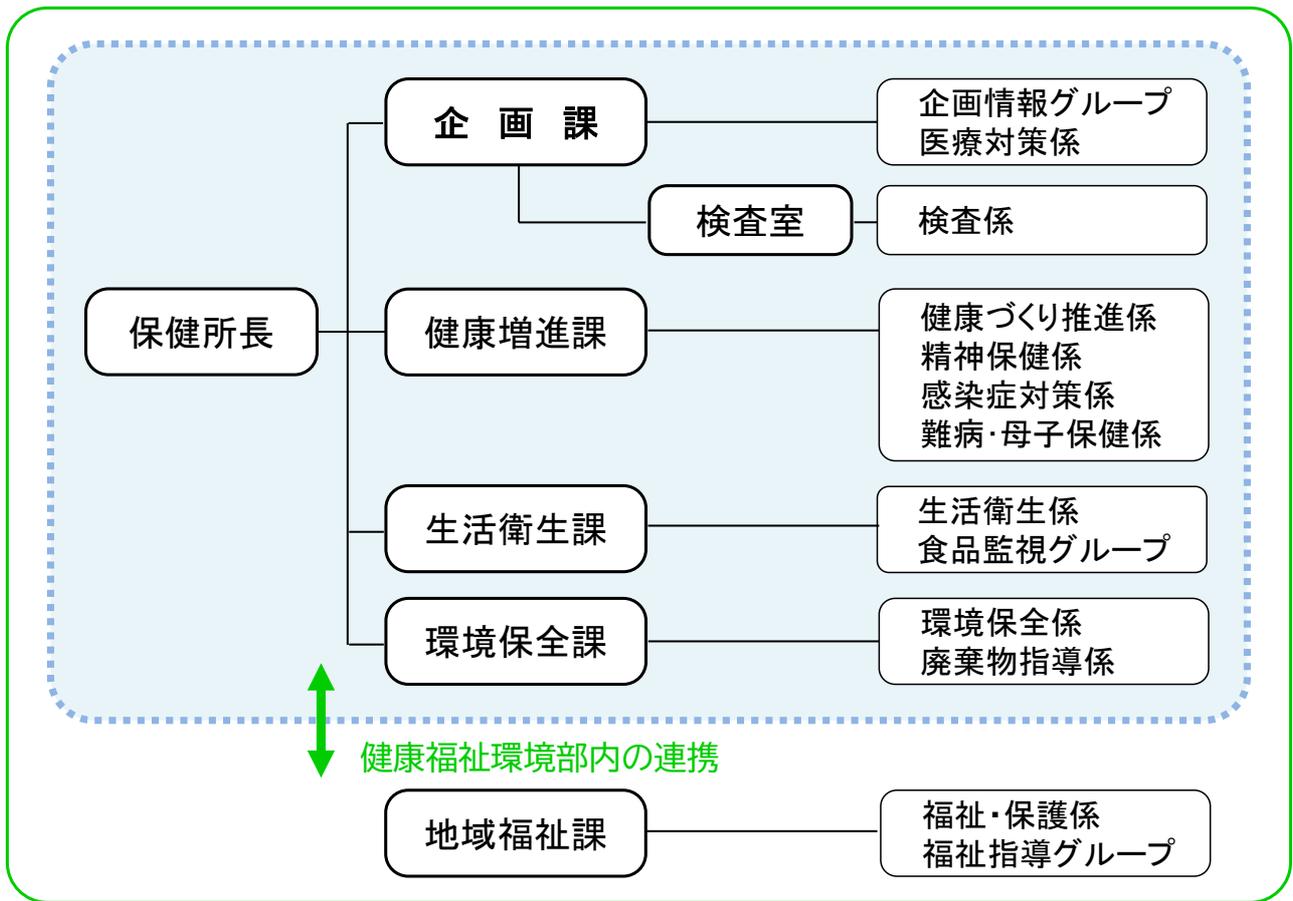
- ◎ 東予 四国中央保健所
西条保健所
今治保健所
- ◎ 中予 中予保健所
- ◎ 南予 八幡浜保健所
宇和島保健所



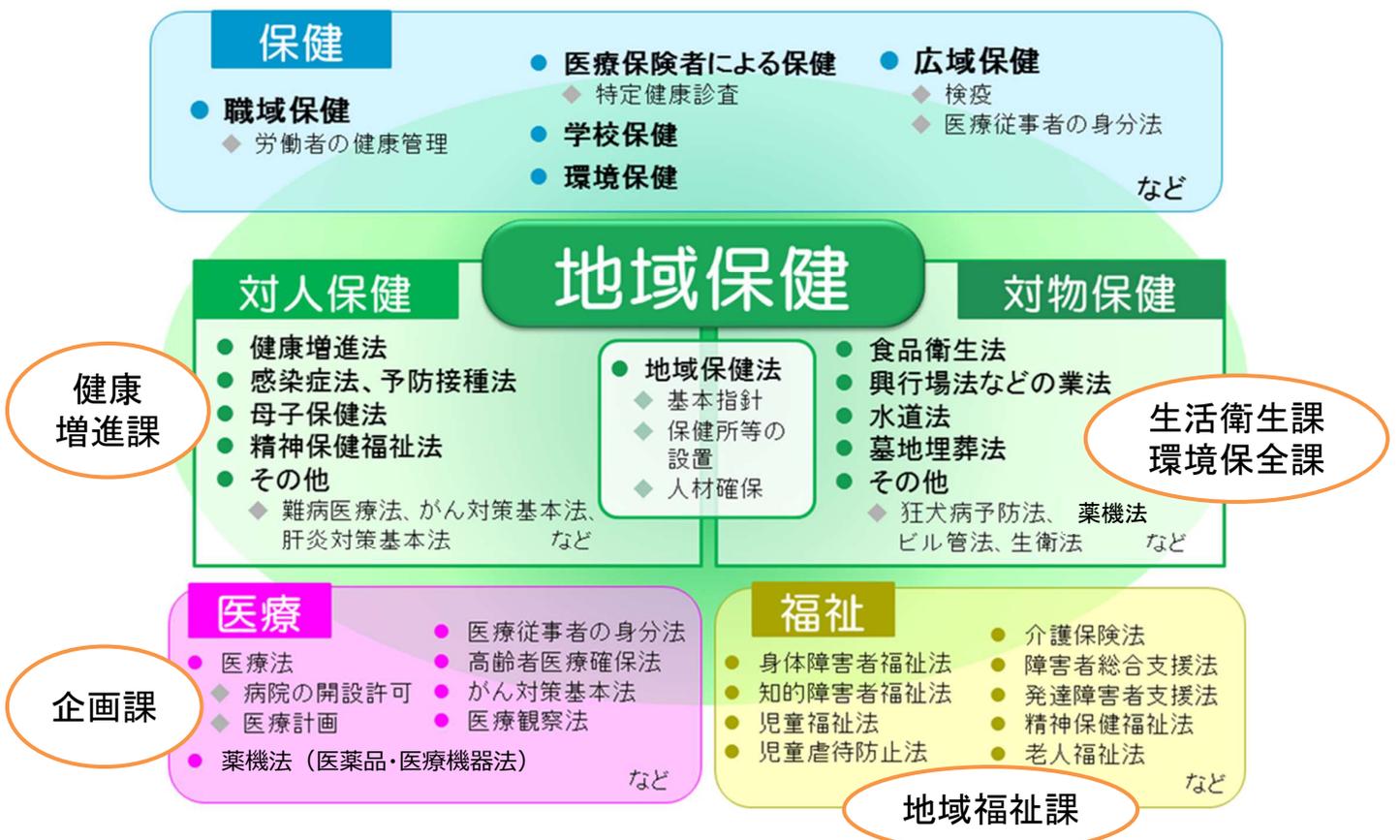
【松山市 (中核市)・・・1保健所】
松山市保健所

【計7保健所】

西条保健所の体制



地域保健に関連する施策 《厚生労働省HPより》



地域医療構想について

(地域医療の現状)

西条保健所 企画課

【参考】 地域医療の現状 ①



【経営面】

- 人件費・物価の上昇により 医業費用が増加
- 診療報酬は2年に1度改定のため 医業収益は停滞
 - 多くの医療機関で経営が悪化

【人材確保】

- 高齢化による医療需要の拡大
- 少子化や都市部への人材流出(地域定着者が減少)
- 働き方の変化(フルタイム勤務者の減少、転職者の増加など)
 - 医療従事者(医師・看護師等)の確保が困難に

【参考】 地域医療の現状 ②



【医療提供体制への影響】

- 医師の地域偏在・診療科偏在、地方医師の高齢化
- 医師の働き方改革による
手術件数の制約、救急体制の維持が困難に
- 夜勤のできる看護師不足による
受入可能な入院患者数の減少

◎ 限られた医療資源を有効に活用し
持続可能な医療提供体制の構築

【参考】 医師数（施設従事）

- この10年間で県全体で医師数+214（特に循環器内科、消化器内科、麻酔科、リハ科、研修医）
- 新居浜市では「内科系」が増加 ○ 2市とも「外科系」が減少

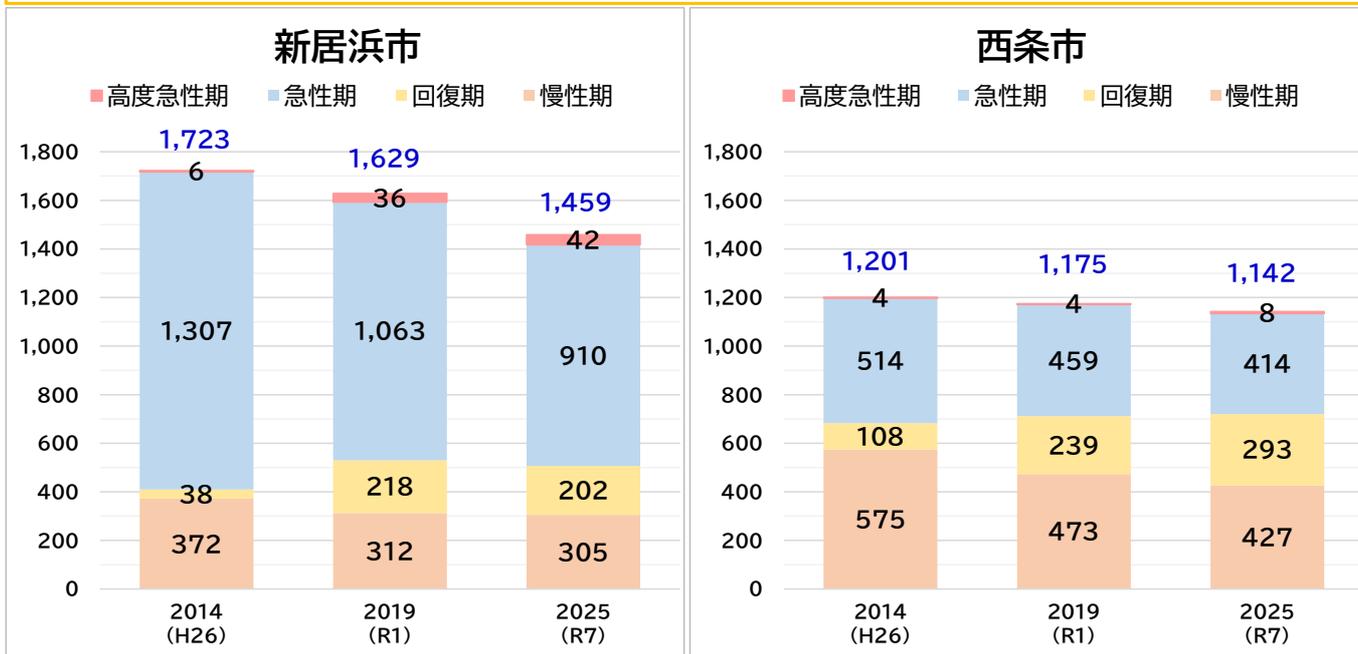
診療科名	H26.12.31現在			R6.12.31現在			増減		
	愛媛	新居浜	西条	愛媛	新居浜	西条	愛媛	新居浜	西条
内科系	1,839	137	99	1,977	161	97	138	24	▲ 2
内科	843	55	60	743	45	52	▲ 100	▲ 10	▲ 8
循環器内科	143	13	6	168	10	13	25	▲ 3	7
消化器内科	136	15	4	211	59	1	75	44	▲ 3
小児科	184	14	11	187	13	10	3	▲ 1	▲ 1
麻酔科	90	7		122	5	3	32	▲ 2	3
外科系	1,332	113	74	1,340	91	64	8	▲ 22	▲ 10
外科	245	20	20	195	10	18	▲ 50	▲ 10	▲ 2
心臓血管外科	36	5		38	2		2	▲ 3	0
消化器外科	53	4	1	62	6		9	2	▲ 1
泌尿器科	108	8	4	120	6	6	12	▲ 2	2
脳神経外科	102	7	6	113	9	5	11	2	▲ 1
整形外科	283	21	18	289	20	17	6	▲ 1	▲ 1
産婦人科	119	15	7	119	12	3	0	▲ 3	▲ 4
独立系	377	16	9	445	23	20	68	7	11
放射線科	113	8	5	127	4	6	14	▲ 4	1
リハビリ科	26	1	2	44	1	3	18	0	1
臨床研修医	158	2	1	180	12	9	22	10	8
総数	3,548	266	182	3,762	275	181	214	9	▲ 1

【参考】 病床数（機能別）

○ 必要数に対し、高度急性期（▲146床）と回復期（▲182床）が不足、全体では超過（+254床）

〔 2025年 病床数 （高度急性期）50床（急性期）1,324床（回復期）495床（慢性期）732床 〕
 〔 2025年 医療構想必要数（高度急性期）196床（急性期）826床（回復期）677床（慢性期）648床 〕

○ 新居浜・西条圏域の病床数は、約10年で323床減少（2,924床 ⇒ 2,601床）



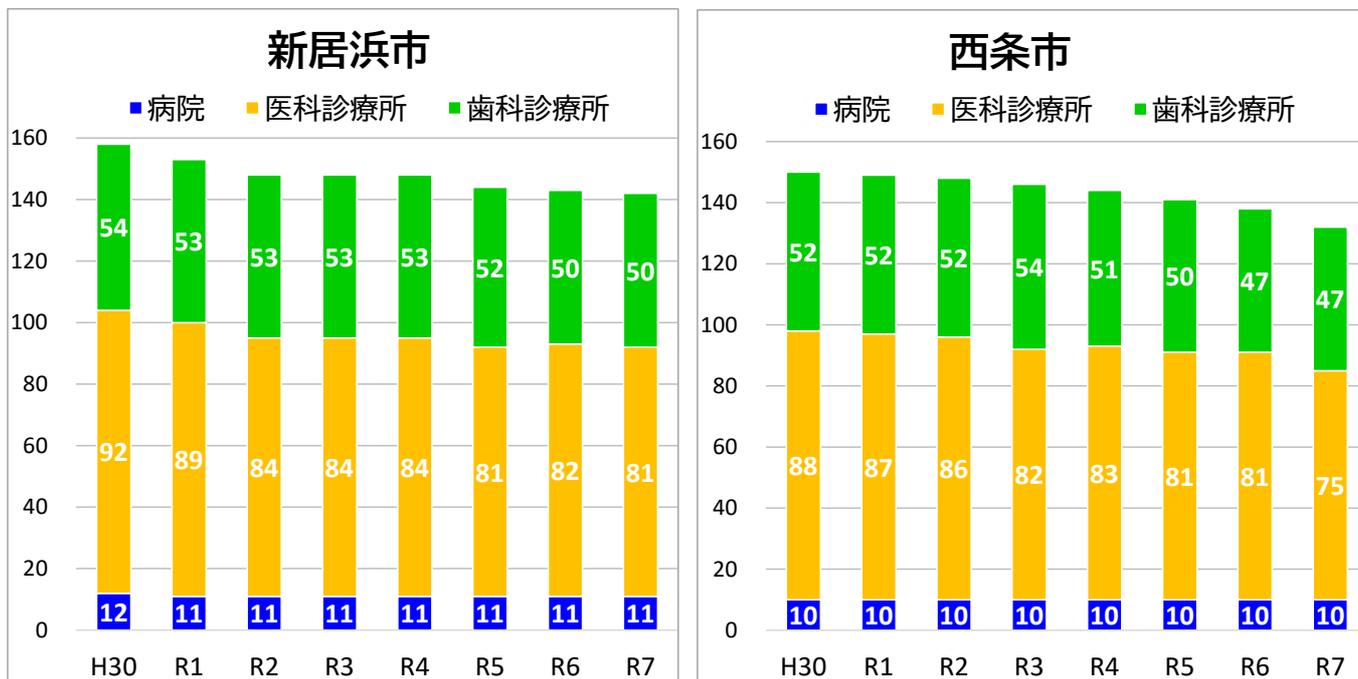
※ 病床数は7月1日時点

【参考】 医療機関数の推移

○ 医療機関数は減少傾向 【新居浜▲16 西条▲18】

○ 特に「医科診療所」の減少が顕著 【新居浜▲11 西条▲13】

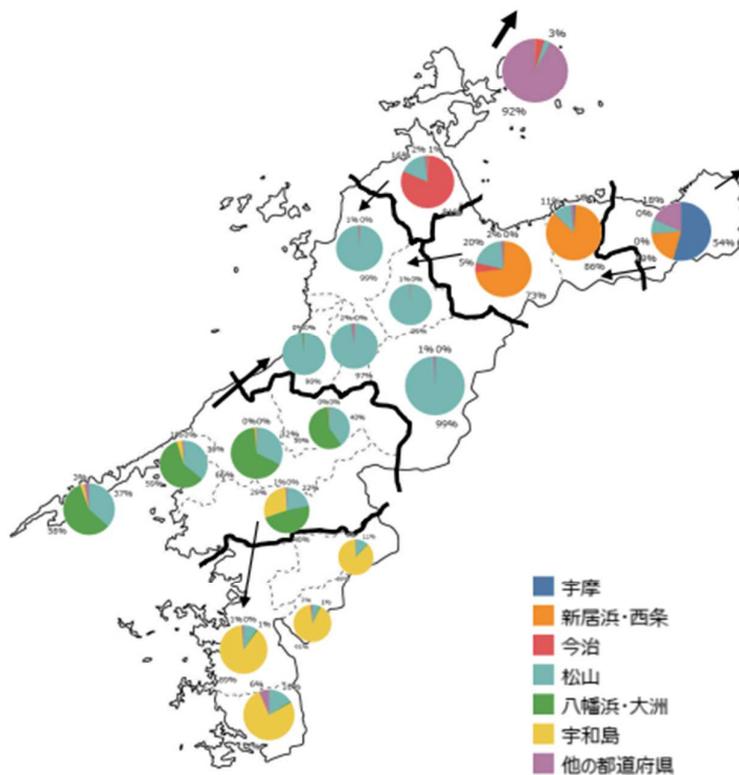
※ 令和元年以降の医科診療所の新規開設数は、新居浜+5、西条+2



※ 医療機関数は12月31日時点

分析結果の概観 | 入院手術実施レセプトからみた患者移動

■ 保険者別：入院手術の実施先医療圏の状況



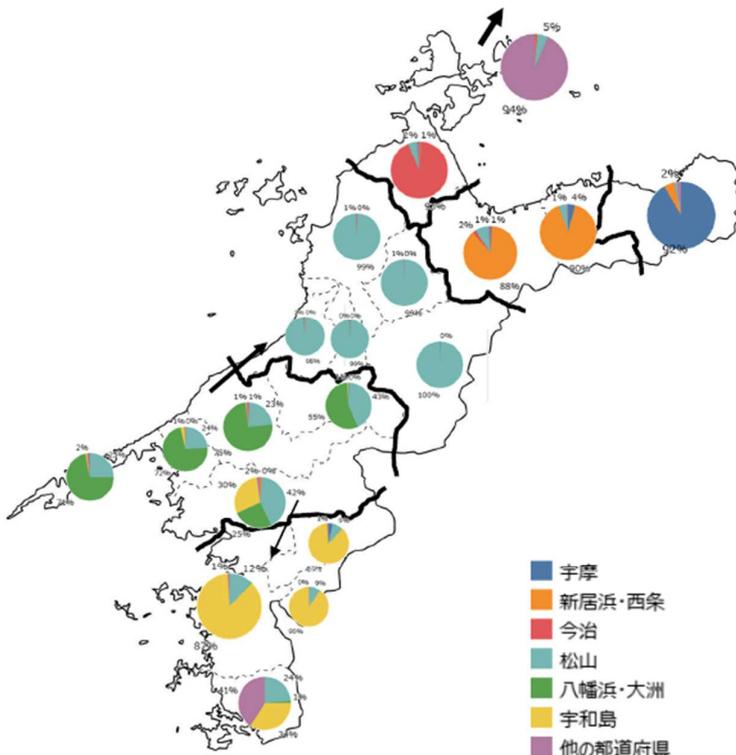
	主に広域連携を行う手術の状況
宇摩	<ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患はほぼ完結しているが、心疾患は圏内で高度な症例に対応しているものの、近隣医療圏と分散。他の診療科も新居浜や他の都道府県に分散。 がんの手術は松山圏域と広域連携。
新居浜・西条	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜市は肺がんの手術や顔面・口腔の手術は松山圏域との広域連携。その他はほぼ完結状態。 西条市から松山圏域への受診割合は新居浜市のそれよりも高い値。手術により、圏域内もしくは松山圏域のいずれを受診するかが異なる。
今治	<ul style="list-style-type: none"> 肺がん、乳がん、顔面・口腔の一部は松山圏域への受診が生じているがその他は全体的に完結している。 上島町の患者は尾三区域（広島）への受診がほとんどとなる。
松山	<ul style="list-style-type: none"> 脳腫瘍やその他がんの手術、弁膜症まど心臓血管外科症例等について広域からの患者に対応している。 松山圏域の患者に対応する高度急性期と、愛媛県内全域に対応する高度急性期病院に二分している。
八幡浜・大洲	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性が高い分野では脳梗塞や心筋梗塞に対応する手術への完結率は高いが、くも膜下出血や狭心症などが松山圏域に流出。おそらく医師不足。 がんの圏域外流出が非常に多い。 西予市の流出先は宇和島が最多。
宇和島	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には宇和島圏域にて完結。肺がんの手術や心筋焼灼術を実施する場合は松山圏域への受診が高まる。 愛南町は松山への受診率が他の市町より高い。

2023 © NIHONKEIEI Co.,Ltd.

分析結果の概観 | 回復期以降の入院料からみた患者移動

■ 保険者別：回り八棟の入院先医療圏の状況

※回復期以降の後方支援の概況について、回り八を参考に表示



	回復期以降の他圏域への入院状況
宇摩	<ul style="list-style-type: none"> 地域完結率は回復期リハだけでなく、地ケアや緩和ケア病棟など、急性期を脱したのちの入院料全般において高い。急性期の広域連携をしたのち、後方支援時の広域連携が円滑に行われている。
新居浜・西条	<ul style="list-style-type: none"> 地域完結率は回復期リハだけでなく、地ケアや緩和ケア病棟など、急性期を脱したのちの入院料全般において高い。急性期の広域連携をしたのち、後方支援時の広域連携が円滑に行われている。
今治	<ul style="list-style-type: none"> 今治市においては、回復期リハだけでなく、急性期を脱したのちの入院料全般において高い。 上島町では、回復期以降も尾三区域（広島）への入院が行われている。
松山	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には地域完結率は100%である。 八幡浜・大洲圏域や宇和島圏域のうち愛南町の患者については、回復期以降も松山圏域に留まる傾向があり、後方支援時の広域連携について課題が見える。
八幡浜・大洲	<ul style="list-style-type: none"> 特に内子町と西予市において、回復期以降も松山圏域に残る割合が高い。なお西予市においては市内に回り八病棟がないため、当入院料においては宇和島への割合も高い。 なお、当圏域内には緩和ケア病棟がない。
宇和島	<ul style="list-style-type: none"> 東予地区に比べると松山圏域にて回復期以降も留まる割合が高い。愛南町については、松山医療圏もしくは他の都道府県への入院割合が高い。

2023 © NIHONKEIEI Co.,Ltd.

新たな地域医療構想について

西条保健所 企画課

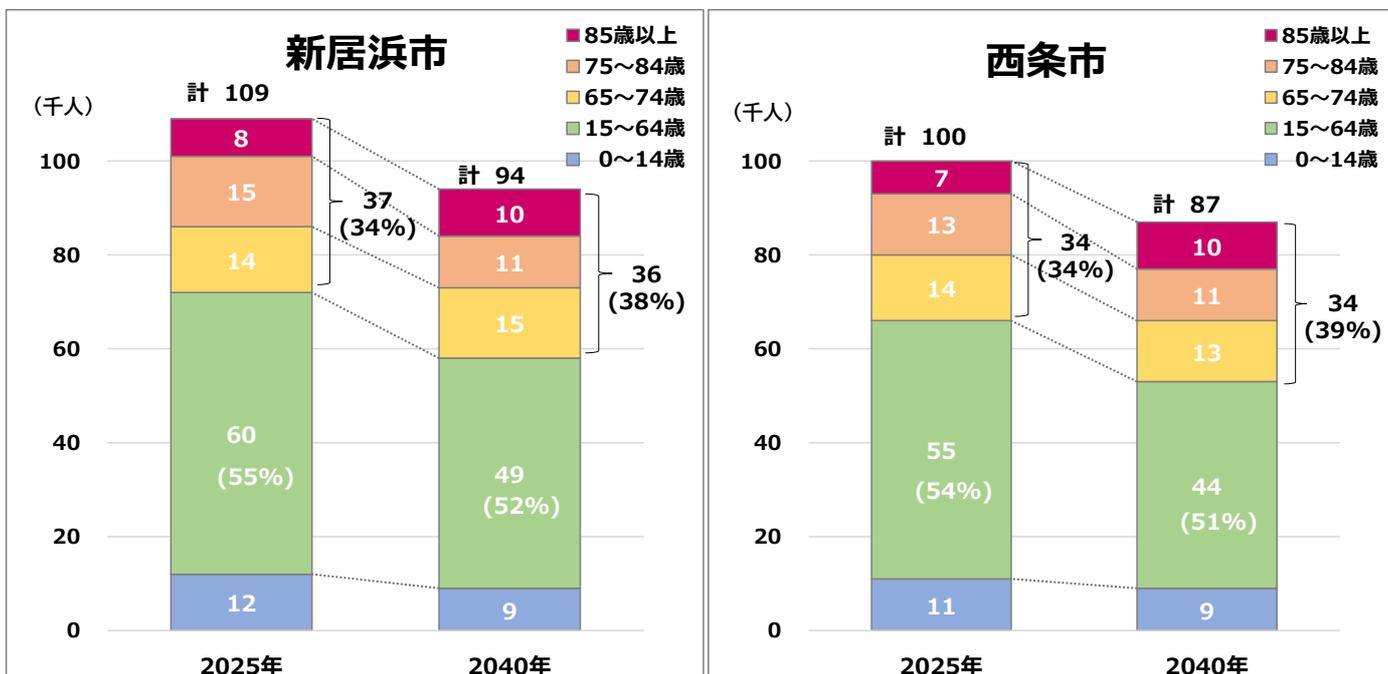
将来の人口推計



【2025年】団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり医療需要が最大化

【2040年】医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の人口がピーク（2市とも約1万人）

生産年齢人口（15～64歳）が減少 ⇒ 人口減少社会の進行



【出典】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 令和5年推計」

地域医療構想の方向性

新たな地域医療構想等に関する検討会（厚労省）

【現行の医療構想】 2016年～（H28.3策定）

- 病床機能・病床数など「入院医療」に重点

【新たな医療構想】 2027年～（R9.3策定予定）

2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の方が

- 適切な医療と介護を受けながら生活できる
- 医療従事者も持続可能な働き方を確保できる



- **「治す医療」と「治し支える医療」**の役割分担を明確化
- 入院医療だけでなく、
外来・在宅医療、介護との連携強化、人材確保等も含めた
地域完結型の医療・介護提供体制の構築を目指す

地域医療構想のポイント

① 増加する高齢者救急医療への対応

※ 85歳以上の救急搬送
2020⇒2040年 75%増加

- 早期リハビリと早期退院により自宅等の生活の場に戻れるよう
 - ・ 医療DXの推進による医療機関と高齢者施設等との連携強化
 - ・ かかりつけ医機能の発揮による在宅医療の対応力強化 など

② 増加する在宅医療の需要への対応

※ 85歳以上の在宅医療需要
2020⇒2040年 62%増加

- 医療機関や訪問看護ステーション等との連携、
オンライン診療の積極的な活用、外来医療体制の確保 など

③ 医療の質や医療従事者の確保

- 一定の症例や医師の集約、働き方改革の推進による
 - ・ 急性期医療や救急医療を提供する拠点体制を確保
 - ・ 医療人材の育成・確保の検討



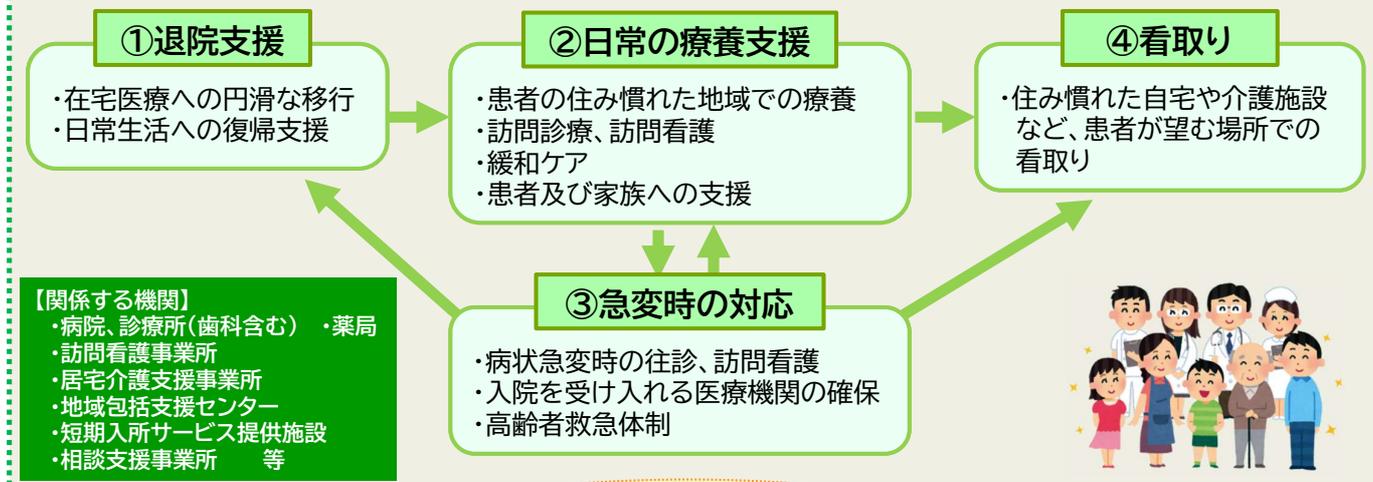
④ 地域における必要な医療提供の維持

- 医療DX、タスクシフト・シェアの推進、医師派遣や巡回診療 など

在宅医療【提供体制】

患者や家族のQOL向上のため、切れ目のない医療提供体制の構築が求められる

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



多職種連携を図りつつ
24時間体制で在宅医療を提供

在宅医療において積極的役割を担う医療機関

(=在宅療養支援病院・診療所、在宅療養後方支援病院 等)

- ・24時間対応体制の在宅医療提供
- ・他の医療機関の支援
- ・多職種連携の支援（医療、介護、障害福祉の現場）

在宅医療に必要な連携を担う拠点

(=保健所、市町、医師会)

- ・地域の関係者による協議の場の開催
- ・人材育成、地域住民への普及啓発
- ・災害に備えた体制構築の支援

在宅医療【今後の取組み】

○ 地域の医療資源を可視化

- かかりつけ医機能報告(R7年度～)、外来機能報告(R4年度～)を活用して
地域課題の共有、方策検討・地域協議



○ 地域連携の強化（取組事例）

- 夜間・休日における輪番制の導入
- 在宅療養支援病院以外の病院も往診・訪問診療の提供
- 急変時の受入病床の明確化 など

○ 在宅医療の効率化

- オンライン診療、在宅療養者のバイタル等の遠隔モニタリング など

- ◎ 多職種・多機関で連携し、地域の需要と資源に応じて供給力を高め
地域で「面」として在宅医療を支える体制の整備が必要

★ 在宅医療・介護連携推進や介護保険事業の運営を担う「市町」の役割が重要

【新たな地域医療構想 策定の流れ】

- 2025年度末 国が「ガイドライン」を作成
- 2026年度中 医療体制の方向性や医療機能に着目し
協議・検討を行う（各医療圏 ⇒ 県全体）
- 2027年度～ 新たな地域医療構想の取組みを順次開始



**県民の命と健康を守るため 今後とも
ご支援 ご協力よろしくお願いします!**

保健所運営協議会

健康増進課



愛媛県イメージアップキャラクター
みぎゃん

健康増進課の所管業務

地域保健法 第6条

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う

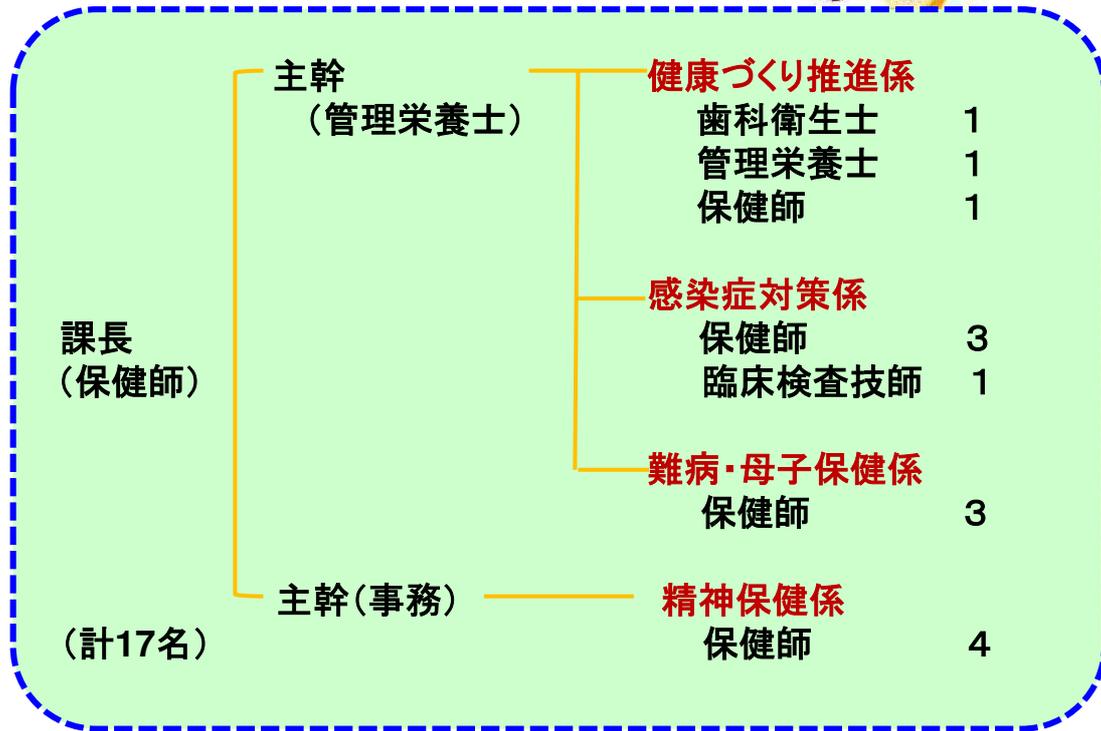
対人保健

保健予防活動

健康、栄養、母子
老人、歯科、精神
難病、感染症

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上
- 3 栄養の改善及び食品衛生
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- 9 歯科保健
- 10 精神保健
- 11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進

健康増進課の体制



各係所管業務

健康づくり推進係

- 生涯を通じた健康づくり対策
- がん対策
- 食育の推進
- 健康・栄養調査(国・県)
- 特定給食施設等指導
- 受動喫煙の防止
- 栄養成分表示及び誇大表示の禁止の指導
- 歯科口腔保健対策
- 栄養士免許の事務 等

感染症対策係

- 感染症対策
感染症発生動向調査、感染症予防普及啓発
- 結核対策
登録管理、DOTS事業、講演会
- エイズ・特定感染症対策
特定感染症検査、予防啓発
- 肝炎対策
医療費助成、肝炎ウイルス検査
- 危機管理体制整備
新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備、訓練の実施 等

精神保健係

- 精神保健相談
- 精神保健福祉法に基づく通報対応
- 自殺対策
- ひきこもり対策の推進
- 高次脳機能障害支援の普及
- 精神障がい者地域移行の推進
- 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に係る事務 等

難病・母子保健係

- 難病対策
特定医療費(指定難病)助成
難病患者地域ケア推進事業
難病患者訪問相談・指導
難病ケアプラン策定・評価 等
- 母子保健対策
小児慢性特定疾患医療費助成
生涯を通じた女性の健康支援事業
家庭訪問・相談指導 等



健康増進課 主要事業

自殺の現状と対策について

○自殺の現状

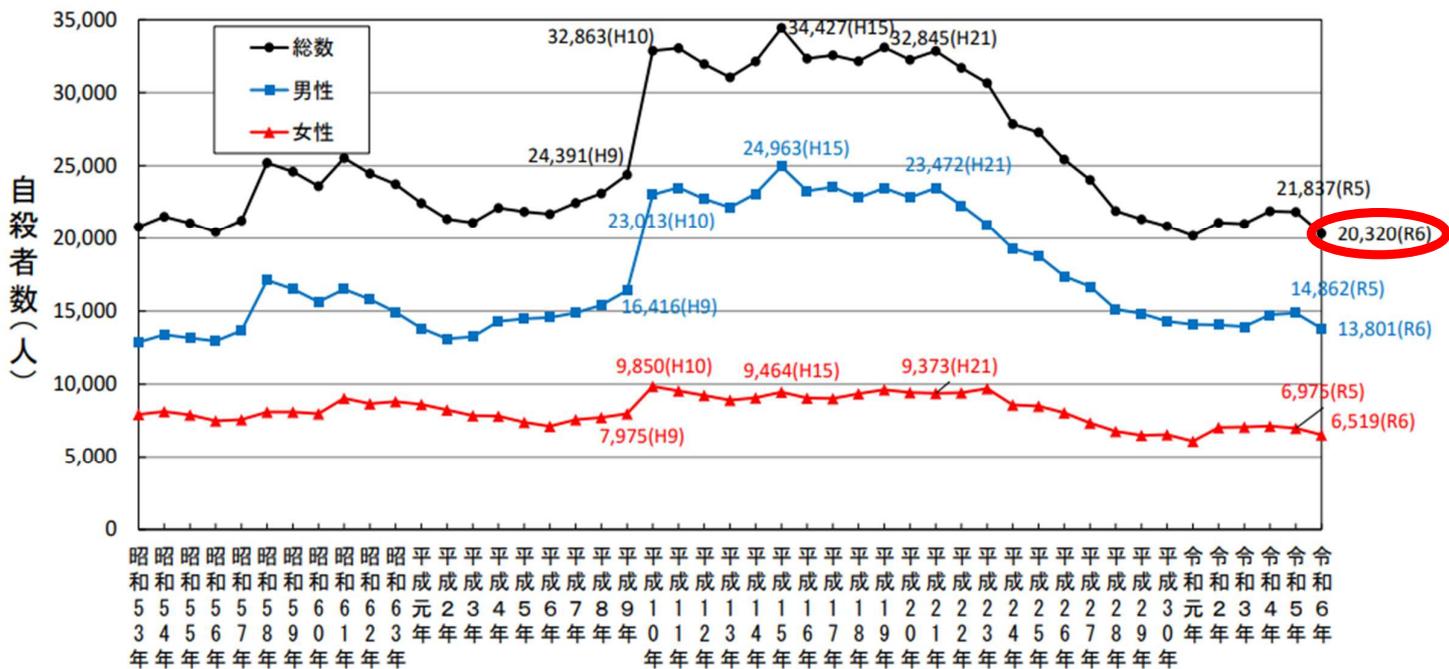
～全国、愛媛県、管内の状況について～

○西条保健所の取り組み

- ・地域自殺対策推進センター運営事業
- ・地域自殺対策強化事業

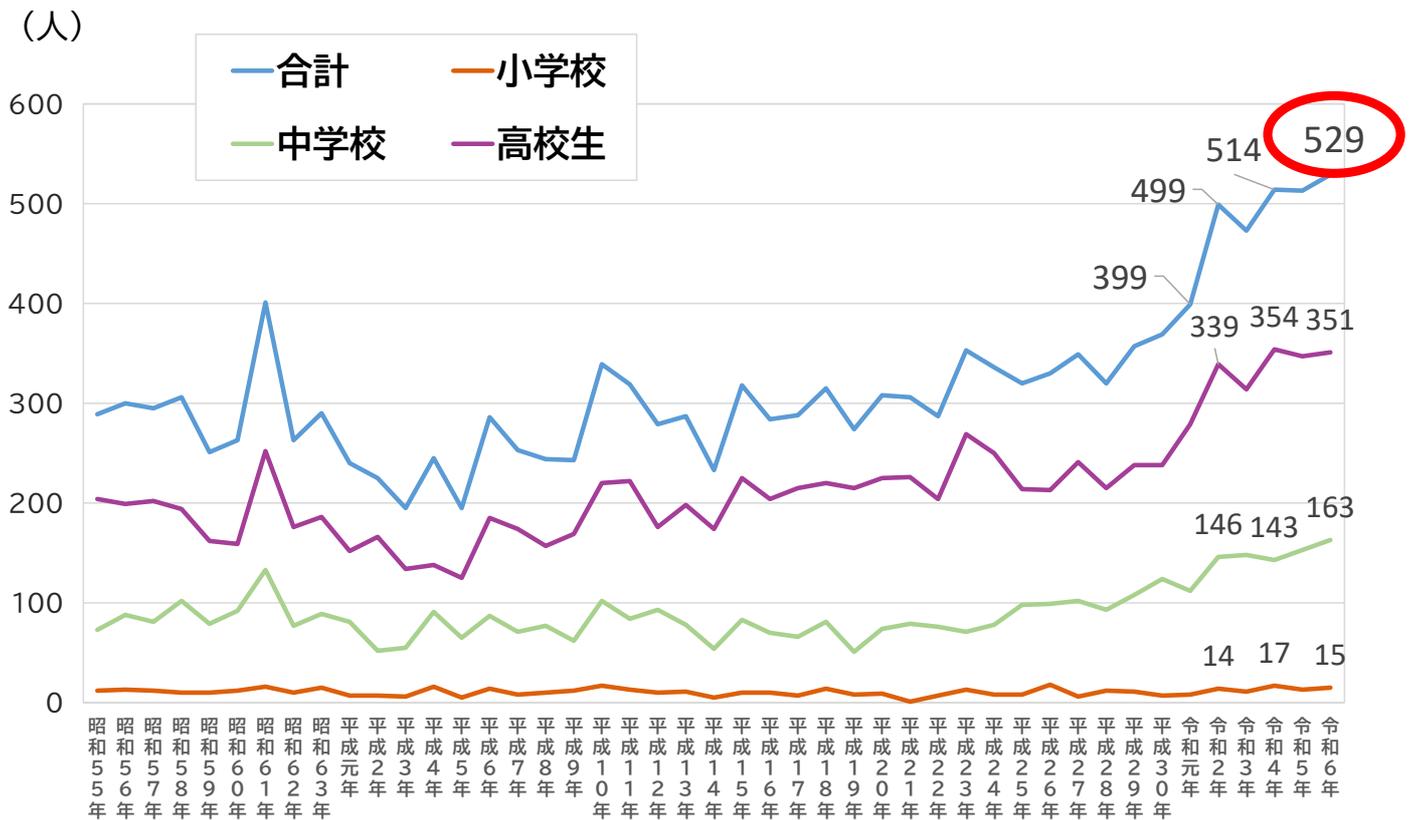


全国 自殺者数の推移



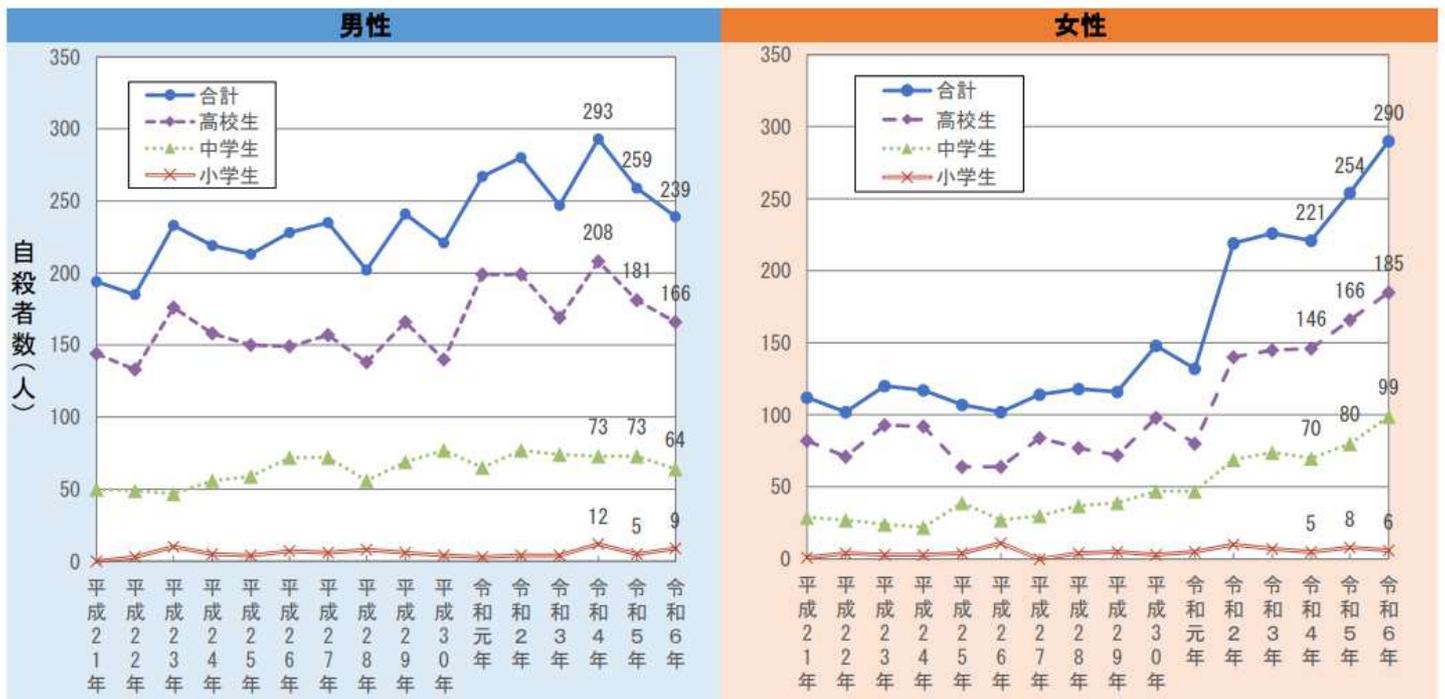
◎令和6年の自殺者数は**20,320人**。統計開始以降、2番目に少ない。
 ◎男性の自殺者数は約2.1倍。男女ともに総数は減少。

全国 小中高生の自殺者数の推移



出典:令和6年中における自殺の状況 ※警察庁生活安全局生活安全企画課 公表データより

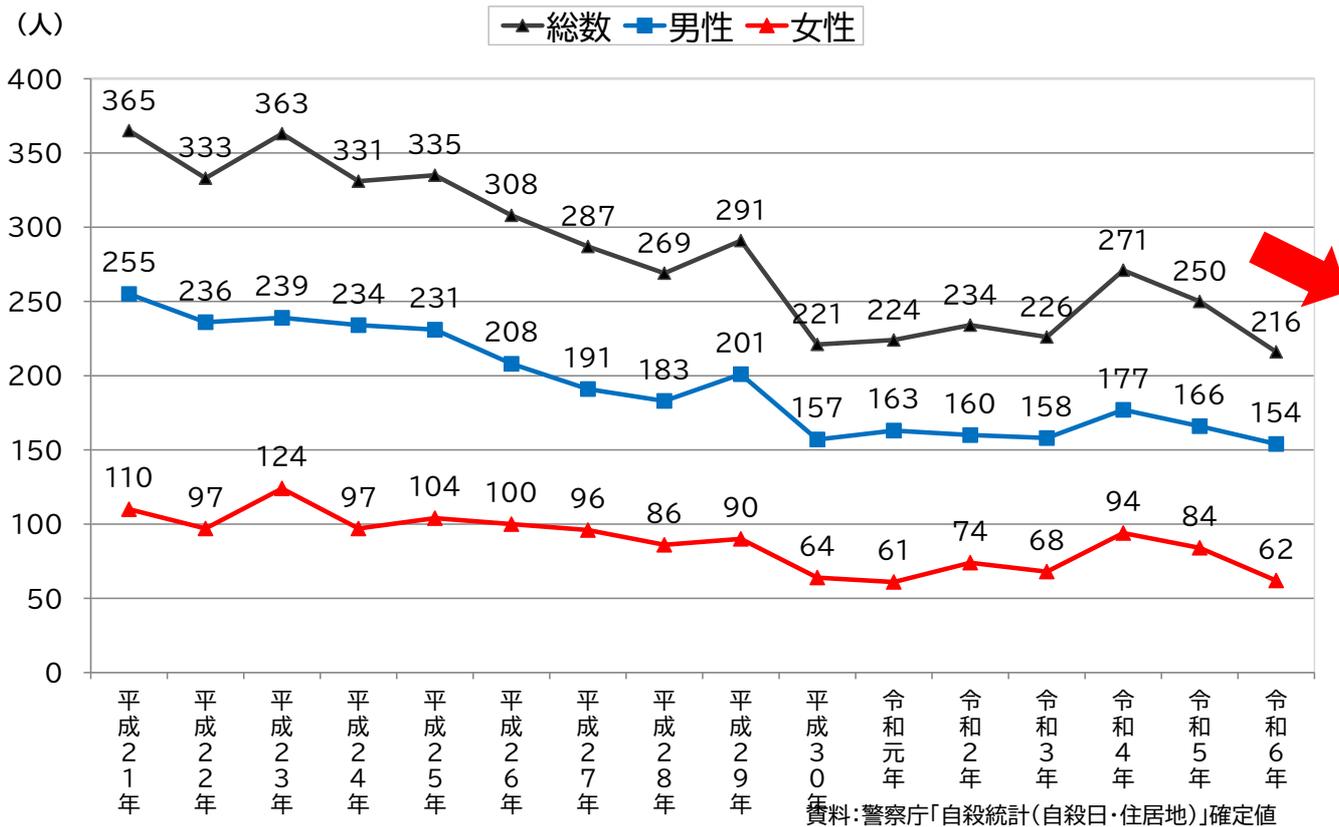
全国 小中高生の自殺者数の推移 男女別



資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

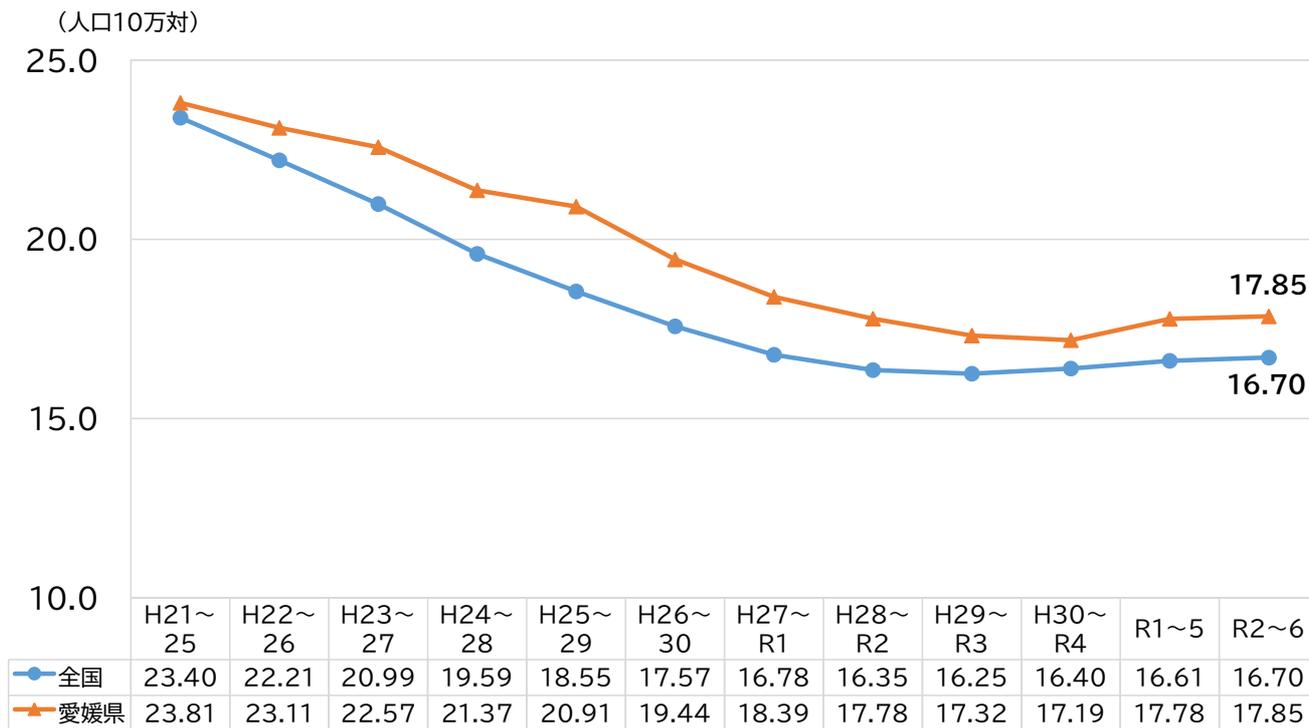
◎男子は減少しているが、女子中高生は**増加**。

愛媛県 自殺者数の推移



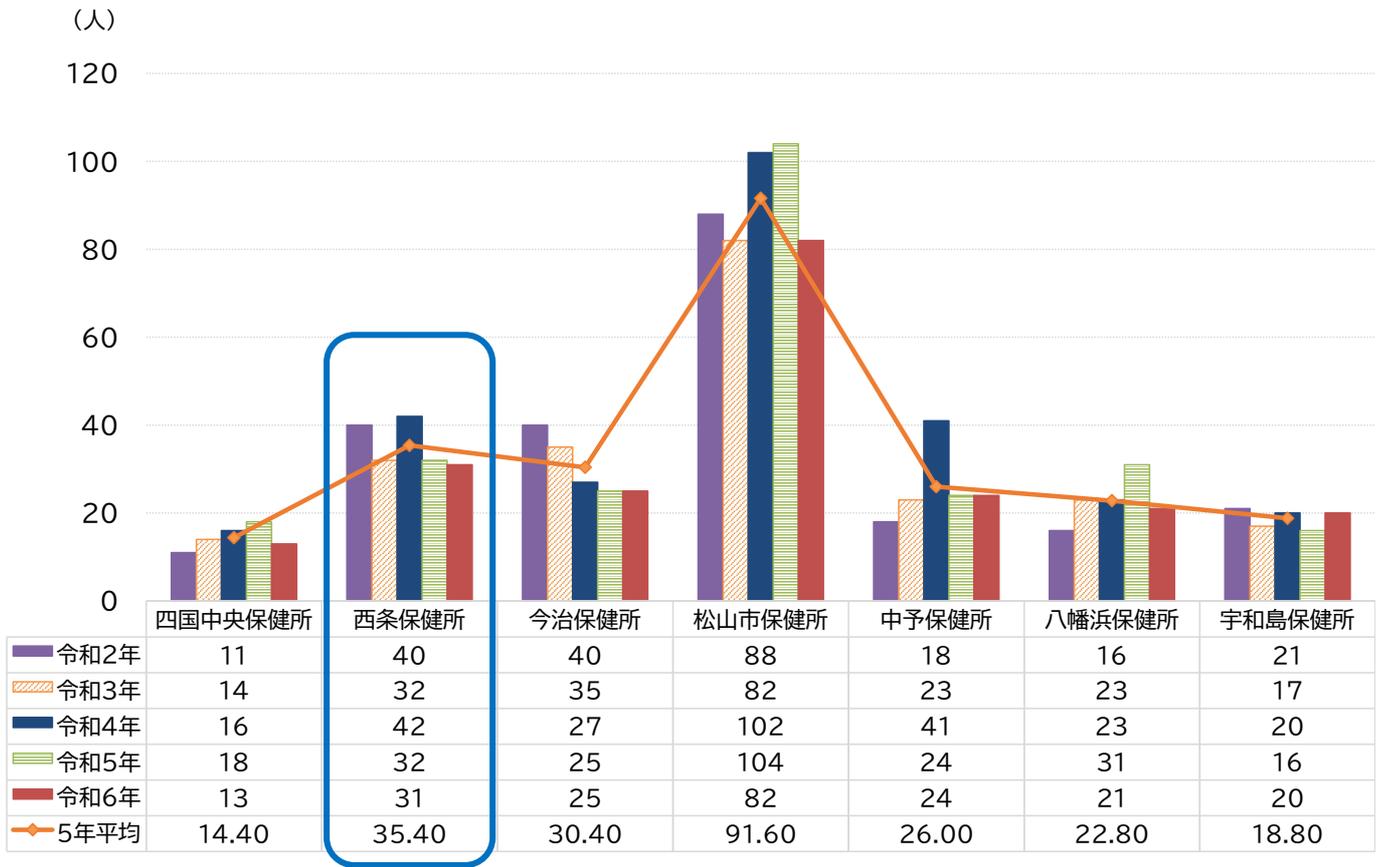
◎令和6年は男女ともに前年に比べ減少。

全国・愛媛県 自殺死亡率の推移(5年平均)



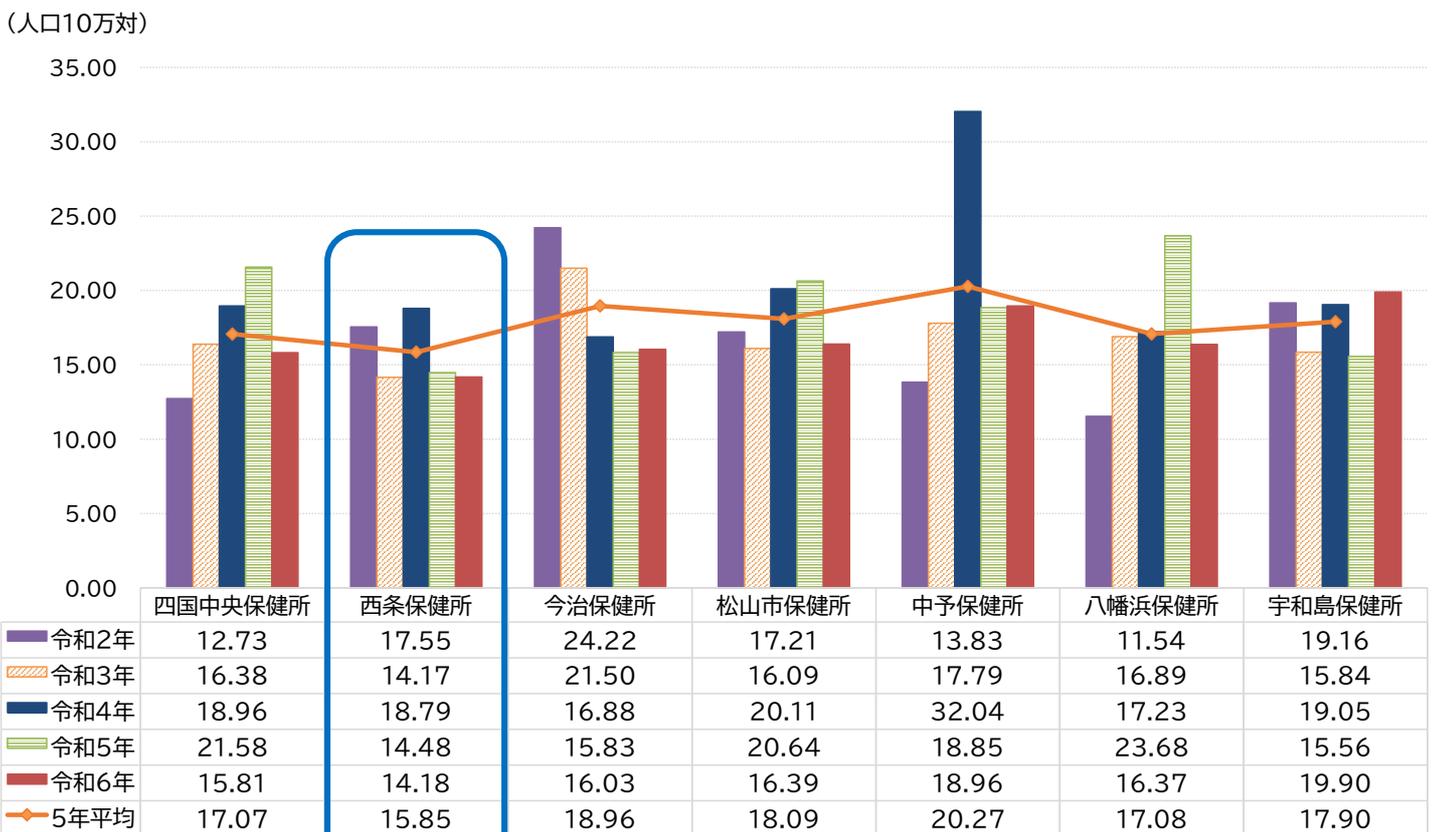
◎全国と比較して愛媛県は自殺死亡率が高い。

保健所圏域別の自殺者数(令和2年～令和6年)



資料:警察庁「自殺統計(自殺日・住居地)」確定値

保健所圏域別の自殺死亡率(令和2年～令和6年)



資料:警察庁「自殺統計(自殺日・住居地)」確定値、住民基本台帳総人口より算出

西条保健所の取り組み

◆地域自殺対策推進センター運営事業

○情報分析・情報提供機能強化事業

- ・地域自殺対策検討連絡会及び保健所ワーキング部会
- ・管内消防本部への自損行為者調査
- ・**自殺未遂者支援～自殺対策相談窓口連絡票の運用**
- ・自殺予防週間(9/10～9/16)自殺対策強化月間(3月)(普及啓発)

○相談支援事業

- ・個別支援、ケース検討会(※必要時開催)

◆地域自殺対策強化事業

○若年層対策事業

- ・**こころのスキルアップ授業**
- ・**県立高校対象の健康教育(感染症対策係と協働)**

○自殺未遂者支援事業

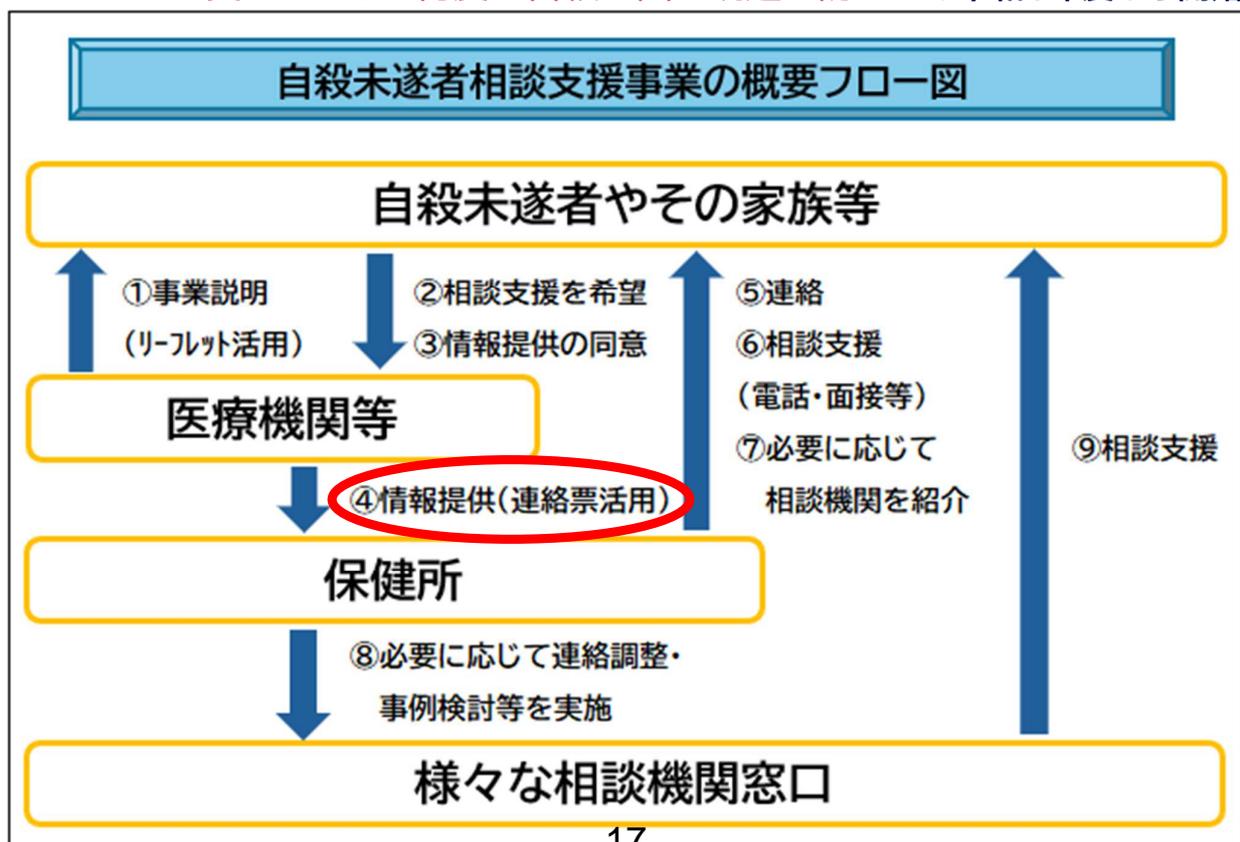
- ・**自殺未遂支援者研修会**



◆地域自殺対策推進センター運営事業

自殺未遂者相談支援事業(相談窓口連絡票)

≪事業目的≫ 自殺未遂者が保健所の相談支援窓口と関わりを持ち、その支援を受けることで再度の自殺企図や既遂を防ぐ ※令和6年度から開始



西条保健所管内の自殺に関する相談経路

※年度新規実件数

(件)

相談経路		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (R7.12月末時点)
本人		3	3	3
家族		3	2	4
警察		18	23	17
内 訳	新居浜	12	9	6
	西条	4	8	4
	西条西	2	6	7
医療機関		3	13	10
うち連絡票		—	12	10
その他関係機関		7	6	3
合計		34	47	37

相談窓口連絡票活用における効果と課題

効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの連絡件数が増加 未遂後早期からの支援介入が可能 状況に応じ精神科医療等へのつなぎ 未遂者支援の体制が仕組みとして定着しつつある 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連携状況に差がある 本人同意が得られない場合の支援の在り方 支援件数増加に伴う体制確保

⇒ 早期支援の安定的な実施に向けた体制整備

若年層対策事業

◆こころのスキルアップ授業(平成27年～)

⇒若者のコミュニケーション能力の向上と感情のセルフコントロール力を高め、生涯を通じた心の健康づくりを図ることを目的に実施

◆県立高校対象の健康教育(感染症対策係と協働)

⇒依頼のあった高校に対し、性と生に関する講話を実施

年度	日付	内 容	対 象
R6	5/2	講話「こころとからだについて考えてみよう ～あなたと、あなたの大切なひとを守るために～」	西条農業高校 1年生 99名
	7/5	講話「性と生を大切に～高校生のあなたに伝えたいこと～」	小松高校 全学年 374名
	10/17	講話「性と生を大切に～高校生のあなたに伝えたいこと～」	丹原高校 全学年 343名
	1/10	授業「こころのスキルアップ(グループ討議・実践編)」	小松高校 3年生 25名
R7	5/1	講話「こころとからだについて考えてみよう ～あなたと、あなたの大切なひとを守るために～」	西条農業高校 1年生 89名
	6/24	若者のメンタルヘルス支援対策事業 教職員対象研修会	西条農業高校 教職員 39名

自殺未遂者支援事業

◆自殺未遂支援者研修会(9/24)

自殺未遂に至る背景や心理的プロセス等を理解するとともに、支援者自身の心の安定やセルフケアに焦点を当て、支援者が自らの感情や限界に気づき、適切な対処をする力を育むことで、より安定した支援と対応能力の向上を図ることを目的に実施。

講 師:カウンセリングオフィス
tsumugi
臨床心理士・公認心理士
西原詩織先生

参加者:32名

対 象:二次救急医療機関、精神科
医療機関、消防、行政機関等

心理面に関する知識や望ましい声掛けの仕方、セルフケアの方法等についてご教授いただきました。



保健所作成リーフレット

表面

あなたのお話を
聞かせて頂けませんか

西条保健所 精神保健係

0897-56-1300

(内線303・316)

平日(月～金) 8時30分～17時15分

※ 祝日、年末年始をのぞく



生きていくのが苦しい…
なぜあからないけれど自分を傷つけてしまう…
生活が苦しい…仕事が辛い…
お酒やギャンブルがやめられない…など
誰にも話せないことでも一緒に考えます
まずは私たち保健師へ話してみませんか
ご連絡をお待ちしております

※ SNSなどその他の相談窓口を裏面に記載しています

裏面

こころの相談窓口(令和7年4月現在)

相談内容	相談窓口	電話番号	受付日時
心の悩み相談	社会福祉法人 愛媛いのちの電話	089-958-1111 フリーダイヤル 0120-783-556	365日 12:00～24:00まで 毎日16:00～21:00 毎月10日 8:00～翌朝8:00
生きづらさについて悩んでいる方の相談	特定非営利活動法人 松山自殺防止センター	089-913-9090	月・水・金曜日 20:00～23:00 自死遺族のつどい 毎月第一土曜日 13:30～16:00
こころのいのちの相談窓口	こころのいのちのほっとダイヤル	フリーダイヤル 0120-188-556	平日 17:00～翌日9:00 休日 24時間
	こころのいのちのLINE相談		日・水・木曜日 18:00～22:00(最終受付:21:30)
心の問題や精神的な悩みの相談	こころのダイヤル (心と体の健康センター)	089-917-5012	月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
心の病気、精神保健に関する相談	西条保健所	0897-56-1300 (内線303・316)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) (面接相談は要予約)
	新居浜市保健センター	0897-35-1070	
	西条市中央保健センター	0897-52-1215	

○生きづらびと
SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつなぎも行います

LINE  Web  チャット 

○こころのほっとチャット
主要SNS(LINE, Facebook)およびウェブチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じています

LINE  Face book  Web 

○特定非営利活動法人あなたの居場所
年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です(24時間365日)

○特定非営利活動法人BONDプロジェクト
10代、20代の女性のためのLINE相談です

チャット  LINE 

出典：厚生労働省ホームページ「SNS相談等を行っている団体一覧」より 発行：西条保健所 精神保健係 (愛媛県西条市喜多川796-1)

今後の自殺対策の推進に向けて

- ・管内の実態を踏まえた課題の把握と分析
- ・早期支援につながる仕組みの強化
- ・若年層への予防的取り組みの推進
- ・支援者が孤立しないための支援体制整備
- ・地域と連携した自殺対策の継続的推進

管内の実情を踏まえた自殺対策を
関係機関と連携しながら推進していきます



令和7年度
西条保健所運営協議会

生活衛生課

生活衛生課 組織体系



技術職（獣医師2名 薬剤師5名 管理栄養士1名 衛生監視員1名）
身分（環境衛生監視員、食品衛生監視員等）

§ 各係の主な所管業務

【生活衛生係】

- ・生活衛生営業施設の許認可及び監視指導等に関すること
(理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場・旅館・興行場)
- ・動物の愛護及び管理に関すること
- ・建築物における衛生的環境の確保に関すること

【食品監視グループ】

- ・食品営業施設の許認可及び監視指導等に関すること
- ・食の安全・安心総合相談窓口に関すること
- ・食品衛生知識の普及啓発に関すること



§ 主要事業について

(1)動物の愛護に関する業務について

- ① 動物の適正飼養に向けた取り組み
- ② 新居浜市萩生ネコ虐待疑い事例

(2)食の安全・安心に向けた取り組みについて

- ① 食品営業施設への指導
- ② 食品等収去検査
- ③ 食品衛生知識の普及啓発
- ④ 食の安全・安心相談窓口
- ⑤ 食品表示に関すること



(1)動物の愛護に関する業務について

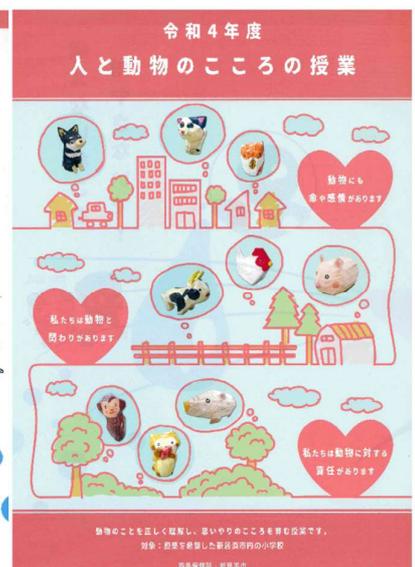
動物の愛護と管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、**動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱い**その他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵(かん)養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて**動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図る**ことを目的とする。

①動物の適正飼養に向けた取り組み

- ◆ パネル展での啓発
- ◆ 自治会回覧板での周知



猫への無責任なえさやり行為

- ・置き餌
- ・不妊手術未実施
- ・排泄物の放置

悪臭・害虫の発生
過剰繁殖

周辺環境が損なわれる
不幸な猫の増加

地域でのトラブル



餌やりした猫に責任を持っていますか？

1頭のメス猫が… 出典：「もっと飼いたい？」（環境省ホームページより）

1年後には20頭以上
あれれ!?

2年後には80頭以上
あれあれ!?!まじっ!?!

3年後には2000頭以上

ごはん! うんこ! しっこ!

お世話
できます?

★猫は、生後4～12か月で出産可能となり、年に2～3回、1回に1～8頭ほどの子猫を産みます。
★犬は、生後6～9か月で出産可能となり、年に2回、1回に1～10頭ほどの子犬を産みます。

増えた猫は

食物を求め
集まる

周辺で
糞尿をする

臭い

衛生

ゴミあさり

鳴き声

知らないうちに、周りに迷惑をかけています

飼い主のいない猫にかかわる際には、
**不妊去勢手術、食べ残しの片づけ、
糞尿の片付けなどの
責任を持ちましょう。**

西条保健所



20匹強の 猫を屋外飼育

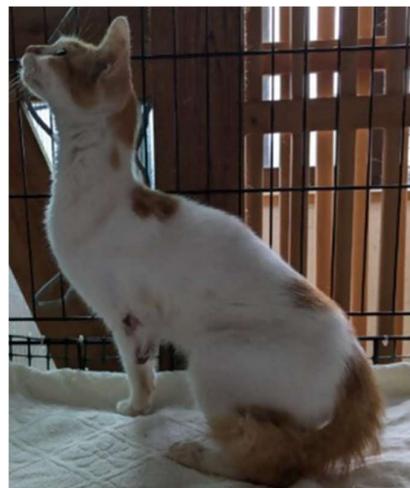




マンションで
犬2匹・猫13匹
を飼育

②新居浜市萩生ネコ虐待疑い事例

令和7年7月4日 動物愛護団体「えひめイヌ・ネコの会」会員である地域住民(A氏)から、保健所へ「前足が欠損した複数頭の猫がいる」との通報あり



～保健所の対応～

- 虐待の可能性を考えて新居浜警察署に情報提供
- 猟(くくり罠)の可能性を考えて地元猟友会に確認
- 管内動物病院に同様の事例がないか確認
- 現場にてA氏に状況を聴取し、現場周辺に情報提供を求める広報の貼付を依頼

西条保健所生活衛生課からのお知らせ

新居浜市萩生にお住いの皆様へ

新居浜市萩生、治良丸橋周囲において、「手足がない猫がいる」との情報が寄せられています。

見かけた方は、猫を動画や静止画で撮影し、西条保健所までご連絡ください。

あわせて、トラブル防止のため、

○飼い猫の完全室内飼育

○飼い主のいない猫への無責任な餌やりの中止をお願いします。

○猫の完全室内飼育のメリット

- ・猫を交通事故、ケガ、病気、ケンカから守れる。
→ 猫が長生きできる。
- ・外からノミ、ダニを持ち帰らない。
→ 人の生活環境が改善される。

○猫への餌やりの中止のメリット

- ・野良猫が増えることがなくなる。
- ・餌がないと猫はその場所を離れる。

餌やりを続けると

- ・猫が増え、
- ・環境が悪くなり、
- ・皆が住みにくくなる

西条保健所生活衛生課 : 電子メール →



: 0897-56-1300 (内線 340)

お住まいの地域の環境をよくするため、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

～ マスコミによる報道～

- 「えひめイヌ・ネコの会」会員が愛媛新聞に情報を提供し、保健所に取材あり。
A氏への取材内容と併せて、7月23日記事掲載
- あいテレビ、南海放送から取材あり。ニュースで報道
- 毎日新聞から取材があり、9月11日にウェブニュースで報道したことから、SNSで全国から反響

脚1本ない猫の発見相次ぐ、虐待か 1年間で約10匹 愛媛・新居浜

社会 | 速報 | 愛媛 | 四国

毎日新聞 | 2025/9/11 13:37 (最終更新 9/11 18:55) [English version](#) 1244文字



愛媛県新居浜市で、脚1本がない野良猫が相次いで見つまっている。関係者によると、1年ほど前に目撃されて以降、合計約10匹に達しており、8月にも新たに脚1本がない猫が見つかった。愛媛県警新居浜署は、人為的な虐待や違法な狩猟用わなにかかった可能性などがあるとして捜査しているが、原因は不明だ。地元住民からは「不気味なので一刻も早く解決してほしい」と不安の声が上がる。

～現在の状況～

- 情報提供を呼び掛けるも、保健所への連絡なし
- 現時点で脚切断の状況がわからず虐待であるかどうか不明
- 新居浜警察署が捜査中

(2)食の安全・安心に向けた取り組みについて

- ① 食品営業施設への指導
- ② 食品等収去検査
- ③ 食品衛生知識の普及啓発
- ④ 食の安全・安心相談窓口
- ⑤ 食品表示に関すること



(2)食の安全・安心に向けた取り組みについて

- ① 食品営業施設への指導
 - ・食品営業許認可事務
 - ・監視指導
 - ・食中毒対応
 - ・違反食品対応 等



① 食品営業施設への指導(監視指導)

食品営業施設への立入により衛生状態の確認、HACCPの遵守状況の確認等を実施。



監視指導記録表		8月 26日 (文)		監視指導実施状況	
監視指導実施日時	監視指導実施場所	監視指導実施内容	監視指導実施結果	監視指導実施担当者	監視指導実施確認者
8/26	1号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	2号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	3号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	4号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	5号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	6号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	7号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	8号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	9号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	10号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	11号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	12号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	13号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	14号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	15号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	16号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	17号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	18号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	19号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	20号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	21号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	22号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	23号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	24号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	25号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	26号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	27号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	28号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	29号店	衛生状態確認	合格	〇	〇
8/26	30号店	衛生状態確認	合格	〇	〇

② 食品等収去検査

- 細菌や残留農薬、食品添加物等の検査のために、食品の製造所や販売店から検体を採取し検査する。
- 基準違反等が発見された場合、調査し廃棄・回収命令等の措置を講じる。



③ 食品衛生知識の普及啓発



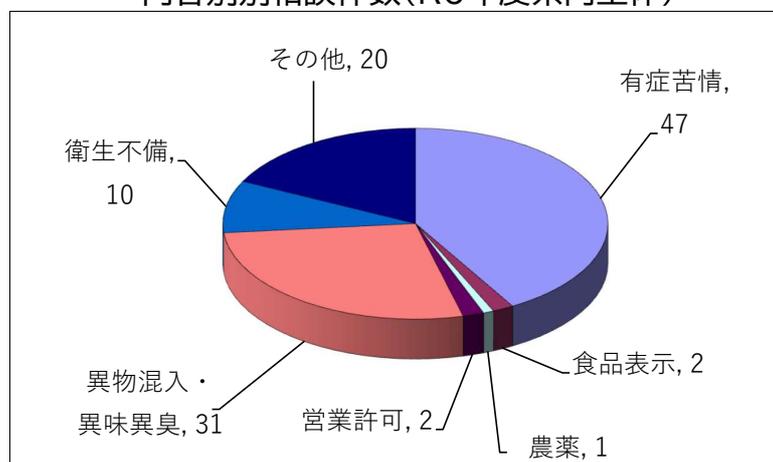
事業内容	実施件数	参加者数	対象
食品衛生講習会	26	1,510	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者(養成講習、継続講習) ・営業者・従事者(イベント前の指導啓発) ・集団給食従事者(学校・保育所の調理員等) ・学生(文化祭、学生祭での食品取扱い)
食品衛生実地指導	2	12	消費者を一日食品衛生監視員として監視業務を経験
計	28	1,522	

④ 食の安全・安心総合相談窓口

保健所別相談件数(R6年度県内全体)



内容別相談件数(R6年度県内全体)



環境保全課の主要事業

- 環境保全の推進について
- 廃棄物の不法投棄等防止対策について

環境保全課の主な業務内容

環境保全係

- 大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染等の公害対策に関すること
- 工場・事業場の監視、指導に関すること
- 公共用水域及び地下水の水質調査に関すること
- 水道に関すること
- 浄化槽に関すること

廃棄物指導係

- 産業廃棄物の不法投棄等、不適正処理の監視、指導に関すること
- 産業廃棄物処理施設及び同収集運搬業・処分業の許可等に関すること
- PCB廃棄物の適正保管等に関すること
- 使用済自動車のリサイクルに関すること
- 土砂等による埋立て等の規制に関すること

1 環境保全の推進について

(1) 公害対策について

規制対象工場・事業場に係る届出・許可申請等の審査、
計画的な立入検査

(2) 公共用水域等の水質調査について

河川・海域、地下水等の水質調査

(3) 水道について

水質検査の実施状況や維持管理状況の確認・指導助言

(1) 公害対策について

工場・事業場数等

令和7年12月31日現在

区 分	事業場数		立入検査 (予定含む)	
	新居浜市	西条市		
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	36	41	27
	一般粉じん発生施設	15	16	
	揮発性有機化合物排出施設	1	1	
	特定粉じん排出作業	50	48	
水質汚濁防止法	特定施設	177	336	75
瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設	20	26	
県公害防止条例	粉じん発生施設	7	27	33
	指定工場(硫黄酸化物総量規制)	12	19	
	排水施設	7	11	
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	8	6	8
特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律(公害防止管理者)	大気関係特定工場	13	15	—
	水質関係特定工場	16	14	—
合 計		362	560	143

(2) 公共用水域等の水質調査について

公共用水域等の調査計画

令和7年度

調査名(水系/海域)		地点数	頻度	測定項目	
公共用水域水質調査	河川	加茂川水系	6	毎月～年1回	生活環境項目(COD等10)、健康項目(カドミウム等27) 要監視項目(PFAS等27)、特殊項目(溶解性鉄等2)
		中山川水系	5	毎月～年1回	生活環境項目(COD等8)、健康項目(カドミウム等27) 要監視項目(PFAS等3)、特殊項目(溶解性鉄等2)
		広江川	1	年4回	ダイオキシン類
		王子川	1	年1回	ダイオキシン類
	湖沼	黒瀬ダム貯水池	1	毎月～年1回	生活環境10項目、クロロフィルa
海域	新居浜海域	13	毎月～年1回	生活環境項目(COD等8)、健康項目(カドミウム等25) 要監視項目(PFAS等26)、特殊項目(溶解性鉄等2)、ダイオキシン類	
	西条・東予海域	15	毎月～年1回	生活環境項目(COD等10)、健康項目(カドミウム等25) 要監視項目(PFAS)、特殊項目(溶解性鉄)	
地下水調査	定期モニタリング調査	3	年1～2回	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン	
	概況調査	4	年1回	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、ふっ素、ほう素、PFAS	
水浴場調査		1	年2回	ふん便性大腸菌群数、油膜、COD 透明度、pH、水温、O-157	

水質調査結果の公表(県環境白書)

愛媛県 Ehime Prefectural Government

Language 読解補助 目的でさがす 組織でさがす 検索

くらし・防災 医療・福祉・子育て 教育・スポーツ 観光・文化・国際交流 仕事・産業 土ま・まちづくり 県政運営

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > 県民環境部 環境局 > 環境・ゼロカーボン推進課 > 愛媛県環境白書について

読みこ [令和6年版 愛媛県環境白書](#) > [環境・ゼロカーボン推進課](#) > [愛媛県環境白書について](#) > [環境・ゼロカーボン推進課](#) > [愛媛県環境白書について](#)

愛媛県環境白書について

ページID: 0007925 更新日: 2025年3月19日 印刷ページ表示

平成12年版 平成13年版 平成14年版 平成15年版 平成16年版 平成17年版 平成18年版 平成19年版 平成20年版 平成21年版 平成22年版 平成23年版 平成24年版 平成25年版 平成26年版 平成27年版 平成28年版 平成29年版 平成30年版 令和元年版 令和2年版 令和3年版 令和4年版 令和5年版 令和6年版

こども環境白書(平成14年版)

令和6年版

- 概要 [PDFファイル/484KB]
- 表紙 [PDFファイル/1.06MB]

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(令和5年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

水域名	地点名	地点番号	測定項目																												
			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L			
加茂川(中)	柳井	1	0.01	0.01	0.0000	0.0000	0.01	0.01	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(3) 水道について

○水道管理者への指導

水質検査の実施状況や維持管理状況を確認し、指導助言

○水道普及状況

令和6年度水道統計調査

市名	人口 (人)	水道数					給水人口 (人)	普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道	条例水道	計		
新居浜市	112,017	1	0	13	6	20	109,987	98.2
西条市	102,924	1	0	55	17	73	53,251	51.7
計	214,941	2	0	68	23	93	163,238	75.9

2 廃棄物の不法投棄等防止対策について

(1) 日常の監視・指導

(2) 不法投棄防止対策推進協議会の設置

(3) 産業廃棄物収集運搬車両の検問

(4) スカイパトロールの実施

(1) 日常の監視・指導

○産業廃棄物等適正処理指導員の設置

○ドローンによる監視指導の強化



不適正処理の発見(西条保健所管内)

年度	新規発見数						計
	不法投棄	野焼き	保管基準違反	処分基準違反	土砂条例違反	その他	
7年度 (12月31日現在)	0	2	1	0	0	1	4
6年度	4	0	2	1	0	3	10

(2) 不法投棄防止対策推進協議会の設置

構成	排出事業者、産業廃棄物処理業者、警察、海上保安部、市、保健所、東予地方局管内(今治保健所を除く)の関係各課
事業内容	不法投棄の監視、意識啓発、投棄物の撤去 他
活動状況	○対策会議の開催(令和7年9月12日) ○不法投棄ごみ撤去作業の実施 令和7年度は2月頃に実施予定 (昨年度の状況 令和7年2月26日、西条市ひうち(防潮堤沿いの市道) 参加者:約70名、撤去ごみ量:190kg)

不法投棄防止対策会議 (R7.9.12)



不法投棄ごみ撤去活動 (R7.2.26)



(3) 産業廃棄物収集運搬車両の検問

○警察と合同で産業廃棄物を運搬している車両の検問を実施

<令和7年度>

西条西警察署管内	
日時	令和7年11月7日 10:00~12:00
場所	西条市丹原町鞍瀬甲238番地1(国道11号)

<令和6年度>

西条警察署管内	
日時	令和7年2月27日 14:00~15:00
場所	西条市船屋乙5番地30(県道13号壬生川新居浜野田線)

産業廃棄物収集運搬車両の検問 [西条市]



(4) スカイパトロールの実施

日 時	令和7年7月9日
実施内容	県消防防災ヘリコプターに当課職員が同乗し、上空から、管内の最終処分場の状況や産業廃棄物の不法投棄の有無を監視・確認



参考

産業廃棄物不法投棄等通報フォーム

- 愛媛県HP上で、Webフォームによる通報の受付

不法投棄監視カメラの設置

- 不法投棄されるおそれが高い場所等に監視カメラを設置し、早期発見・早期是正
- 西条保健所管内では、新居浜市に設置されており、今後も効果的な設置を計画

不法投棄監視カメラ



(新居浜市荷内町)



(新居浜市岸の上町)

廃棄物処理法等に基づく許可・登録件数

	許可・登録件数	申請件数
産業廃棄物処理業者数		
産業廃棄物収集運搬業	748	144
特別管理産業廃棄物収集運搬業	151	25
産業廃棄物処分業	92	16
特別管理産業廃棄物処分業	7	2
産業廃棄物処理施設数		
産業廃棄物処理施設設置数	88	1
産業廃棄物処理施設設置事業者数	39	1
自動車リサイクル業者数		
引取業	68	6
フロン類回収業	27	1
解体業	14	0
破碎業	12	0

*西条・四国中央保健所管内分 許可・登録件数はR7.12.31現在、申請件数はR7.4.1～R7.12.31

愛媛県西条保健所運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県西条保健所運営協議会と称する。

第2条 本会は、事務局を西条保健所に置く。

(目的)

第3条 本会は、西条保健所の所管区域内の公衆衛生並びに保健所運営に関する事項について、知事の諮問に応じるほか、必要に応じ保健所の運営に関し知事に意見具申して、管内における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、委員20名以内をもって組織する。ただし、知事は、条例の制限内において必要に応じ、これを増減することが出来る。

第5条 委員は、次に定めるものの中から知事が委嘱し、又は任命する。

- 1 市町村代表者
- 2 関係行政機関代表者
- 3 医療施設団体代表者
- 4 医療施設代表者
- 5 学校、社会福祉施設、事業場等代表者
- 6 学識経験者、その他適当と認められる者

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長1名

会長、副会長は委員の互選とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

第8条 委員は、特別職とし、その任期は2年とする。但し再任も妨げない。

機関代表の委員の任期は、前項の期間内に於けるその職にある期間とする。

委員に職務遂行上支障があり、又は特別の事由があるときは、任期中であってもこれを解任することができる。補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を行うため、次の職員を置く。

幹事1名、書記若干名

幹事及び書記は、保健所の職員から会長が委嘱する。幹事は、会長の命を受け書記を指揮して本会の事務を処理する。

(会議)

第10条 協議会は、毎年6回以内において保健所長がこれを招集する。

第11条 協議会は、委員の半数以上の出席により会議を開き、会議の議事は出席委員の過半数をもって、これを決し可否同数の時は、会長の決するところによる。

第12条 特別のことがある場合、又は軽易な事項については、会長は文書をもって各委員の意見を徴し会議に代えることが出来る。

第13条 会長は、協議会終了後直ちにその状況並びに答申事項又は意見を知事に報告するものとする。

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第15条 委員に支給する報酬及び費用弁済については、別に知事が定める。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。